

政策推進部 政策推進課・中核市推進室

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 政策推進部政策推進課・中核市推進室
 - 対象年度 令和2年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和3年6月4日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部政策推進課および中核市推進室の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【政策推進課】

政策推進部 職員2人	(1) 主要事業の政策調整に関すること。
	(2) 総合計画に関すること。
政策推進課 職員（専任）7人 （兼務）1人	(3) 行政評価に関すること。
	(4) 広域行政に関すること。
	(5) 広域合併に関すること。
	(6) 港湾行政に関すること。
会計年度任用1人	(7) 大学等高等教育に関すること。
	(8) 四日市市土地開発公社に関すること。
	(9) 庁議に関すること。
	(10) 特命事項に関すること。
	(11) 中核市推進室に関すること。
	(12) 部及び課の庶務に関すること。

（職員（専任）9人、職員（兼務）1人、会計年度任用職員1人）

【中核市推進室】

中核市推進室 職員（専任）1人 （兼務）6人	（1）中核市への移行に係る総合調整及び事務の推進に関するこ と。
	（2）地方分権に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- （1）リスク評価チェックリストの検証
- （2）職員配置におけるリスク
- （3）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- （4）土地開発公社から引き継いだ土地の管理に関するリスク
- （5）負担金の支出におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

（1）リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務は財産管理事務等においてリスクが高い評価となった。実査では、概ね適正に事務処理がなされている。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付を行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置におけるリスク

- ◆当所属の勤続年数については、全職員が勤続3年未満と勤続年数が短い状況にあり、業務への支障がないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 政策推進課の職員は、部局ごとの担当制をとり、各部局に対し同様の方法で業務を行っていることから、他の職員がサポートできる体制となっている。また、年度替わりにおいては担当業務についての引き継ぎ書を全員が作成して1冊にまとめ、スムーズな業務引継ぎに活用している。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災基準認定を上回る勤務状況が見受けられないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 所属職員全員が年間360時間を超える時間外勤務を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。新型コロナウイルス感染症に関連した業務が生じたことも影響していると思われるが、職員のワーク・ライフ・バランスを確保し、健康に働くことができる職場環境をつくるため、時間外勤務の縮減をはじめとした働き方改革をさらに進める必要がある。

意見

- ① 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

- ② 新型コロナウイルス感染症への対応にあたるため、政策推進部内に新型コロナウイルス感染症対策室が設置されており、政策推進課の職員が率先して対策室の応援にあたっていることは評価できるが、時間外勤務の増加にもつながっている。今後の新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが、政策推進部内のみならず、全庁的に応援を求めるなど柔軟な対応をとること。

(4) 土地開発公社から引き継いだ土地の管理に関するリスク

- ◆土地開発公社の解散に伴い、政策推進課が多くの土地を引き継いでいる。これらの土地の管理や活用が適切になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 土地開発公社から引き継いだ土地の管理業務については、四日市市文化まちづくり財団に業務委託を行っている。令和3年度には公社の清算終了が予定されており、それに伴って公社が保有する残りすべての土地が市に移管されることになる。将来的には関係する部局への所管替えを含め、適切な財産管理について取り組む必要がある。

意見

引き継いだ土地の四日市市文化まちづくり財団への管理業務委託については、現場の状況によっては管理業務の内容を見直すなど、年度途中での契約変更が生じることにも念頭に置くとともに、他課の契約内容も参考にするなどして、適正な委託契約金額となるよう十分に留意して行うこと。併せて、業務の履行確認についても確実に行うこと。

(5) 負担金の支出におけるリスク

- ◆政策推進課では各種の協議会等に対して負担金の支出が行われているが、支出先の団体の活動状況などを十分に把握できているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 政策推進課では6団体に対して負担金を支出しており、団体の活動状況は総会での報告などで確認している。今後についても、支出先団体の活動状況の適切な把握に努め、負担金額も含めて公費を支出する妥当性について常に検討を行っていく必要がある。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 中核市移行に向けた取り組みについて【有効性の視点】

- ア 中核市移行については、今後においても県との調整や情報収集を十分に行うとともに、関係部局との緊密な連携を図り、また必要な体制整備を行うなど、中核市への移行が適切に行われるよう準備を進めていくこと。
- イ 産業廃棄物不適正処理事案もあり、中核市への移行が順調に進められているとはいいがたい状況において、中核市移行推進事業費については、不用額が多く生じている。中核市移行における現状を踏まえ、移行に向けた進捗状況を十分考慮しながら、適切な予算要求を行うよう留意すること。

② 産学官連携事業について【効率性・有効性の視点】

- ア 三重大学の北勢サテライト知的イノベーション研究センターに対して補助金を支出しており、また東京大学に対しては調査研究にかかる業務委託を行っている。これらの業務委託や補助について、金額面も含めて適正性について検証するとともに、これらの大学以外との連携についてもその必要性などの検討を行うこと。
- イ 東京大学へ土地の利活用に係る経年変化に関する調査について業務委託を行っているが、その専門的な知見を大いに活用するとともに、結果について市民へも分かりやすく発信すること。
- ウ 四日市大学との協定については、協定を結んだ後どうしていくかが重要である。三重大学や東京大学との連携も含め、単なる連携にとどまらず、各部局が効果的に活用できるよう、政策推進課がしっかりと産学官連携に取り組むこと。

③ 土地の使用許可について【合規性の視点】

- 政策推進課が所管する一部の土地を消防本部が使用しているが、普通財産である土地の使用承認の根拠について改めて確認を行うこと。

④ 職員による政策提案制度について【有効性の視点】

- ア 職員による政策提案により事業化した事業については、提案した職員のモチベーションの観点からも、当該事業が若手職員の提案によるものであることが伝わるような発信方法を検討すること。

イ 「こども広報」や「こにゅうどうくんうちわ」といった、これまでの政策提案に基づいて事業化された取り組みについては、継続的に有効活用されているかなど、政策推進課としても事業化後の状況について引き続き注視していくこと。

ウ 現在の新型コロナウイルス感染症が流行している状況をふまえると、今後はポストコロナの視点も重要になってくると考えられることから、今後の政策提案においてもそうした視点を取り入れた提案ができるよう検討すること。

⑤ 新型コロナウイルス感染症を受けた総合計画の推進について【有効性の視点】

総合計画策定時には新型コロナウイルス感染症は想定されていなかったことを踏まえ、今後の推進計画等においては、オンラインの活用など新たな手法の積極的な導入を検討するなど臨機応変に対応し、コロナ禍における厳しい状況のなかでも、重要な政策についてはしっかりと取り組むこと。

評 価

適正な業務執行について

政策推進課はややリスクの高い部署であるものの、共通事務などにおいて概ね適正な処理ができている点は評価できる。引き続き内部統制やチェック機能を働かせ、他部署の模範となるよう高い意識をもって業務にあたってもらいたい。

政策推進部 秘書国際課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 政策推進部秘書国際課

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年6月3日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部秘書国際課の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【秘書国際課】

秘書国際課 職員6人 再任用1人 会計年度任用1人	(1) 秘書に関すること。
	(2) 儀式に関すること。
	(3) ほう賞及び表彰（職員の表彰を除く。）に関すること。
	(4) 名誉市民に関すること。
	(5) 市長会に関すること。
	(6) 国際交流に関すること。
	(7) 姉妹（友好）都市に関すること。
	(8) 国際交流基金に関すること。
	(9) 課の庶務に関すること

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク

(3) 事務分掌におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、全体的なリスク評点は低かったが、事前調査の結果、支出事務、契約事務について、事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	2 / 4	○
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

(評点/リスク最大時の評点)

(2) 職員配置のリスク

- ◆国際交流業務については、現在、正規職員1人、再任用職員1人、会計年度任用職員（フルタイム・市民生活課兼務）1人、会計年度任用職員（パートタイム）1人の計4人が職務を担当している。しかし、正規職員の経験年数は短く、業務執行は円滑に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 当課の再任用職員は、正規職員としての任用時に国際交流業務を担当した経験があり、現在、正規職員とともに主担当的な位置付けに置かれている。また、会計年度任用職員（フルタイム・市民生活課兼務）も、当該業務を継続して長く担当しており、直接担当する英語の通訳・翻訳だけでなく、業務全般に精通し、現在、国際交流業務は円滑に執行されている。また、人事異動があっても業務に支障が生じないように、担当職員4人での情報共有に努めているとのことである。

国際交流業務の円滑な執行には、海外との人のつながりが重要であり、今後、業務が安定して引き継がれるよう、将来を見据えた人材育成と人員配置が求められる。

(3) 事務分掌におけるリスク

- ◆秘書業務と国際交流業務という分野の異なる業務を当課で担当しており、業務執行上、効率性に問題はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 姉妹都市・友好都市との交流業務は、過去に他部局の分掌となっていた時期もあるが、市長と交流先都市のトップとの直接かつ迅速な意思確認が重視される業務であり、事務の効率性の観点からも、現在のところ、妥当な事務分掌と考えられる。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部チェック体制の再構築について【合規性の視点】

他部局と比較して文書量も少なくリスク評価の点数も低いですが、前回定期監査に続き事務処理誤りが見受けられる。注意のあった部分を見直し、内部チェック体制を整え、業務に当たること。

② 国際交流事業について【有効性の視点】

ア コロナ禍の中で、「姉妹都市との交換学生・教師（通称：トリオ）の相互派遣事業」への参加者とWeb会議システムを使用した交流会を行っている。その効果を検証し、オンラインであっても効果的な国際交流ができるよう研究すること。

イ 他部局が主体となって行う種々の国際交流事業において、秘書国際課が連絡調整に加わったり、国際儀礼にかなったアプローチの方法をアドバイスしたり、側面から支援を行っている。今後、オンラインでの国際交流が活発になることが予想され、当課のノウハウがますます重要になってくるので、国際交流の面で他部局をリードしていくこと。

③ 国際交流基金について【有効性の視点】

国際交流基金へ市民から寄附をいただくことが困難になっている状況がある。国際交流の取組みを広報の特集号で紹介するなど、国際交流を理解し、国際交流基金への寄附に賛同してくれる市民を増やすように努めること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 政策推進部 東京事務所
 - 対象年度 令和2年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室（Webにて実施）
 - 監査期間 令和3年6月4日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部東京事務所の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

【東京事務所】

東京事務所 職員4人 （うち1人は総務省 消防庁へ派遣） 会計年度任用1人	(1) 中央官公庁その他各種団体等との連絡に関する事。
	(2) 本市に関係のある情報及び資料の収集、調査等に関する事。
	(3) 首都圏における本市の広報及びこれを目的とした事業の実施に関する事。
	(4) 市長の特に必要なと認めた事項に関する事。
	(5) 所の庶務に関する事。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 職員の当所属勤続年数が短いことによるリスク

(4) 職員宿舎に置かれている備品の管理上のリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においてはリスクは高かったが、財務会計事務、文書事務などの事務一般（以下「共通事務」という。）について、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2/6	○
支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか（負担金は研修負担金を除く。）	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	2/4	○

組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
-------	---------------	---	-------	--

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員は見受けられないものの、令和2年度より新たに総務省消防庁派遣となった職員は年間300時間ほどであった。一方で、他の職員について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により業務の縮小を余儀なくされたため、職員全体の平均時間数はほとんど変わっていない。

派遣職員の時間外勤務命令を行うのは派遣先であるうえ、この派遣職員の時間外勤務については災害対応も多くあるため予測できない部分も大きいものの、基準を超える時間数になるようなことがないか等、派遣職員やその派遣先での上司からの聞き取りを行い、派遣元としても派遣職員の実態把握に努めている。

職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、引き続き勤務時間管理の適正化と職員の意識改革を推進する必要がある。

意見

- ① 総務省へ派遣されている職員についても、時間外勤務状況を引き続きしっかりと把握すること。

(3) 職員の当所属勤続年数が短いことによるリスク

- ◆当所属勤続年数が3年未満の職員ばかりであるが、業務に差し支えることのないよう工夫していることはあるか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 今までも、所長以外の職員は概ね3年程度で異動しているが、その2人の職員の異動時期は重ならないようになっている。業務に支障のないように、事務手続きに関する引継書の作成のほか、過去のイベントに関する写真や情報をまとめるなどの工夫を行っている。また、令和2年度に共有フォルダの整理を行い、情報共有が適切に行えるようにしている。

ただ、事務処理については、一部に誤りがあり、チェック機能の見直しが必要である。

(4) 職員宿舎に置かれている備品の管理上のリスク

- ◆職員宿舎に置かれている備品について、備品の実査を行うなど、適切に管理がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 備品の実査にあたっては、居住している職員が各自で台帳との突合を行い、所属長に報告することで、適切に管理されていることを確認している。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

- ① 内部チェック体制の再構築について【合規性の視点】
事務処理上の誤りが散見された。改めて事務処理方法を確認し、あわせて内部チェック機能の見直しを図ること。

意 見

- ① 東京に事務所を設置していることによる効果の検証について【有効性の視点】
首都圏に職員が常駐していることによって、首都圏で行われるイベント、セミナーで情報収集をすることができる、中央官公庁等と密に連絡を取ることによって市の施策を円滑に行うことができる、首都圏在住の人々に市を直接PRすることができるといったさまざまな利点がある。しかし、そこで得た情報が実質的に市の施策等にもたらしている効果、首都圏で市の情報を発信したことによって市に還元された効果がどれほどのものなのかがなかなか見えにくいと考えられる。より有用な情報収集や情報発信等の事業に取り組むべきである。
- ② 効果的な情報収集・発信への取り組みについて【有効性の視点】
 - ア これまで中央省庁等とフェイス・トゥ・フェイスの交流を重ね、早期に情報を得られるような人間関係を築いてきたが、今後も引き続きスムーズな情報収集が困難な環境の中でも最大限に市に有益な情報を得ることができるように取り組むこと。
 - イ 令和2年度から新たに作成している「東京事務所ニュース」について、反響もあり回を重ねるごとに話題にもなっているとのことだが、今後一層活用し、情報収集にもつなげるようにすること。
 - ウ SNSでの発信のためのスキルを研究し、東京事務所からのSNSを活用した情報発信も検討すること。
- ③ 移住促進への取り組みについて【有効性の視点】
コロナ禍においてリモートワークが推進されている状況の中、東京一極集中から地方へという人の流れがあり、これは、都心部の人材の四日市市への移住につなげるチャンスである。東京に事務所を置いている強みを発揮し、本市の魅力のアピールに努めること。